

令和 8 年度 埼玉県発達障害関係予算要望事項 に対する回答書

埼玉親の会「麦」では、令和 7 年 7 月 11 日に埼玉県知事あてに要望書を提出し、
担当部局から回答を頂きましたので、全文 10 ページご報告します。

1 共通項目（家庭・福祉・教育・就労・医療の連携）

「トライアングル」プロジェクトの強化と家庭との情報共有

教育と福祉が連携協働した合同研修会を実施してください。

支援計画の作成にあたっては、可能な限り家庭の意見を計画に反映することを求めます。

【障害者支援課・地域生活・医療的ケア児支援担当】回答

県では、障害児通所支援事業所に対し、国の「放課後等デイサービスガイドライン」に基づいて、学校を始めとする関係機関との連携を促進しています。

また、個別支援計画の作成にあたっては、計画内容を保護者に丁寧に説明し、同意を得るよう指導しています。今後とも、適切な指導を行ってまいります。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

県では、発達障害に関する一次的な相談を市町村が担っていることから、市町村職員を「発達支援マネージャー」として位置づけ、発達障害者支援のための研修を実施しています。

発達支援マネージャー研修では、発達障害に関する正しい知識をはじめ、各種相談への対応、適切な支援の実施、社会資源や制度の理解、活用に関する普及など、支援の中心となるために必要なことを学んでいただきます。

また、各地域の医師や小学校教諭、家庭児童相談員などを講師として招き、地域の支援者が、発達障害児にどのような支援を行っているのかを知り、地域における連携の必要性などを学ぶ研修を実施しています。

【義務教育指導課・学びの支援担当】回答

「トライアングル」プロジェクトについては、家庭・福祉・教育が連携し、障害のある児童生徒について切れ目なく支援していくことが大切です。これまでも、家族や本人の困り感に寄り添えるよう学校において必要な支援に取り組んでまいりました。教育と福祉が連携協働した合同研修会については、関係課と研究してまいります。

個別の支援計画の作成にあたっては、特別な教育的ニーズとともに、本人及び保護者の願いを根幹として作成する総合的な教育計画です。そのため、本人・保護者の参画を得て作成することを基本としております。

児童生徒の実態に応じた適切な支援ができるよう、市町村教育委員会の担当者会議等を通じて、引き続き周知してまいります。

【特別支援教育課・特別支援学校教育指導担当】回答

「トライアングル」プロジェクトについては、家庭・福祉・教育が連携し、障害のある児童生徒について切れ目なく支援していくことが大切です。

これまでも、家族や本人の困り感に寄り添えるよう学校において必要な支援に取り組んでまいりました。

教育と福祉が連携協働した合同研修会については、関係課と研究してまいります。

また、県立特別支援学校では、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫し、教育・福祉・医療・労働等が連携して支援するための個別の教育支援計画を、本人・保護者の意見を聴きながら、作成しております。

引き続き、本人・保護者の意見を聞きながら、関係機関が連携できる計画となるよう、学校に指導してまいります。

【高校教育指導課・教育課程担当】回答

「トライアングル」プロジェクトについては、家庭・福祉・教育が連携し、障害のある生徒について切れ目なく支援していくことが大切です。

これまでも、家族や本人の困り感に寄り添えるよう学校において必要な支援に取り組んでまいりました。

教育と福祉が連携協働した合同研修会については、関係課と研究してまいります。

また、個別の教育支援計画については、生徒と保護者の面談等を通して適切に作成します。

引き続き、本人と保護者の意見を聞きながら、関係機関が連携できる計画となるよう、学校を指導してまいります。

2 障害福祉

(1) 発達障害のある人への支援

(ア) 児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の拡充

発達障害児が身近な地域で利用できるよう事業所の増設を促進してください。

【障害者支援課・地域生活・医療的ケア児支援担当】回答

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を含む「障害児通所支援事業所」の全県数は、令和元年度末から令和6年度末までの5年間で847か所から1,410か所へと約1.66倍に増加しています。

県では、指定申請の手引きや、作成が義務付けられている運営規程及び事業継続計画のひな形をホームページに掲載するとともに、申請書への押印を省略するなど、事業所の負担ができるだけ少なくなるよう努めています。今後も、指定申請を希望する事業者が、事務手続きの煩雑さで断念することが無いようにしてまいります。

(イ) 発達障害を持つ人の交流の場

当事者同士の支え合いを重視した交流の場を、埼玉県主催で会場やオンラインで開催してください。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

県の発達障害総合支援センターでは、18歳以下の発達障害児とその家族を支援対象としています。

家族に対しては、同じ発達障害のこどもを持つ保護者をペアレントメンターとして養成し、共感的に相談に応じる交流・相談会を会場及びオンラインにより開催しています。

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、19歳以上の発達障害者に対する相談支援や就労準備支援等を実施しています。

また、発達障害者の経済的自立のために発達障害者就労支援センターを県内4か所に設置し、発達障害の特性があって就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着までの支援まで実施しています。

さらに、社会参加として、企業での職場体験やボランティア体験の機会の提供も行っております。

発達障害を持つ方に対しては、今後もこうした支援を継続してまいります。

(ウ) 発達特性によるひきこもり支援

ひきこもりの原因に発達特性が影響している場合は、一般のひきこもり対策に加え、発達特性に応じた支援を講じ、支える家族に専門的な知識と情報を提供してください。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

県では、発達障害など発達に気になるこどもの発達や行動に関して、早期に気づき、早期に適切な配慮や工夫ができる人材として、幼稚園、保育所、認定こども園等の職員を対象に研修を行い、「発達支援サポーター」として育成しています。

また、一時的な相談窓口は市町村が担うため、発達障害に対する知識を有し、支援の中心となる人材として、市町村の「障害福祉担当」「子育て支援担当」「母子保健担当」等の職員を対象に研修を行い、「発達支援マネージャー」として育成しています。

こうして育成した人材からの支援を通じ、発達障害を持つ方やその御家族が、それぞれお住まいに地域において必要な知識や情報が提供されるよう、これからも努めてまいります。

(エ) 大人の発達障害者に対する社会性や自己理解を深める訓練の場の拡充

大人の発達障害者が地域社会で生活していくために、生活スキルや自己理解を深める訓練、ソーシャルスキルトレーニングが受けられる公的機関を拡充してください。

【障害者福祉推進課】回答

社会参加、自立に向けた支援ニーズは様々であり、個々の特性に応じて適切な支援が行われる必要があります。早期就労を目指す方がいる一方で、就労以前にまず生活リズムを整え、社会に出ていく基本を作ることを必要とされる方もいます。

自立訓練サービス等を提供する事業者が、そうした1人1人の特性や置かれている状況等を正しく理解し、適切な支援ができるよう、引き続き研修や助言等を行ってまいります。

（オ）頼れる家族のいない発達障害者への支援策の確立

親亡き後、あるいは高齢の親に代わり社会的サポートができる公的体制を整備してください。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

親が高齢で介護等の支援が必要となったり、亡くなったりした後も、発達障害者が自立した地域生活を送ることが重要です。

そのためには、障害福祉サービスを始めとする支援の制度や施設が、発達障害者にとって利用しやすいものでなければならないと考えます。

しかし、身体障害や知的障害と比べると支援のノウハウが十分に蓄積されているとは言えず、発達障害を受け入れられる施設がそれほど多くはない現状があります。

このため、発達障害者支援センター「まほろば」において、通所事業所やグループホームなどの障害者施設職員を対象とした研修を実施し、発達障害者の障害特性に応じた受入方法などを普及させています。

また、施設内での対応の難しい個別事例などに対応するため、「まほろば」の職員が直接施設を訪問し、施設職員等への助言・指導を行っています。

引き続き、各施設が発達障害の特性に応じた適切な受入体制を整え、発達障害者が地域で自立した生活が送れるよう取り組んでまいります。

【障害者支援課・総務・市町村支援担当】回答

「親亡き後」の支援、障害者自身の高齢化・重度化、医療的ケアを必要とする障害児者の増加、発達障害児者の増加など、地域で暮らす障害者の状況の変化に対応するため、地域の支援体制の整備を進める必要から、市町村による基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を支援しています。

今後とも、県では、相談支援専門員など障害者福祉の人材育成を行ったり、地域の課題やニーズに応じて専門職のアドバイザーを市町村に派遣し、専門的な助言を行う事業を行うことで、市町村の支援体制の整備充実を進めてまいります。

（2）家族支援の拡充

（ア）親支援の対象年齢の引き上げ

埼玉県主催の「ペアレントメンター」「ペアレントトレーニング」「ペアレントプログラム」「親自身の心の悩み相談会」「子育て応援講座」の対象年齢外の保護者に、同等あるいは類似のサービスを提供してください。

【障害者福祉推進課】回答

県では、家族の精神的な負担を軽減するとともに、子供への適切な接し方を身に付けていただくために家族への支援を行っています。小学生以下のお子さんの保護者で、子供の発達や行動が気になるなど子育てに悩んでいる方向けに、子どもの特性に合わせた効果的な関わり方や、保育所、学校や友人等とのコミュニケーション、育児ストレスの解消法などを学ぶ講座などを開催しています。

また、発達が気になりな子を持つ親を対象に、家族が日頃ストレスに感じていることや子育てについての心配な気持ちなどについて、公認心理士が相談に応じる相談会を毎月実施しています。

そのほか、発達障害総合支援センターや発達障害者支援センター「まほろば」では、専門職の職員が発達障害を持つ本人、家族からの相談に対応しています。

今後も、家族に対する支援を企画、実施するとともに、家族が抱える精神的な負担感を軽減できるよう努めてまいります。

（イ）きょうだいと配偶者への支援

発達障害のある人を家族に持つきょうだいや配偶者に親とは別の家族勉強会や交流の場を提供してください。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

県では、家族の精神的な負担感を軽減するとともに、子どもへの適切な接し方を身につけていただくために家族への支援を行っています。

小学生以下のお子さんの保護者で、子どもの発達や行動が気になるなど、子育てに悩んでいる方向けに子ども

の特性に合わせた効果的な関わり方や保育所・学校や友人等とのコミュニケーションのコツ、育児ストレスの解消法などを学ぶ講座などを開催しています。

また、発達障がいが気になりな子を持つ親を対象に、家族が日頃ストレスに感じていることや子育てについての心配な気持ちなどについて、公認心理師が相談に応じる相談会を毎月実施しています。

そのほか、発達障害総合支援センターや埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、専門職の職員が発達障害を持つ本人、家族からの相談に対応しています。

今後も家族に対する支援を企画・実施するとともに、家族が抱える精神的な負担感を軽減できるよう努めてまいります。

(ウ) レスパイトケアの拡充

一緒に生活する家族が、発達障害のある人のサポートに疲弊し、家族関係が悪化しそうな時は、ショートステイや日中一時支援が利用できるよう徹底してください。

【障害者支援課・総務・市町村支援担当】回答

地域生活支援拠点等は、地域で暮らす障害者の介護を行う方による支援が見込めないなど緊急事態における相談や受け入れ等の機能を有しています。

今後とも県では、地域生活支援拠点等を整備する市町村に対し、地域の課題やニーズに応じて専門職のアドバイザーを派遣するなど、支援体制の整備充実に努めてまいります。

(3) 発達障害に対する啓発周知の工夫

講師が一方向的に情報を伝えるセミナーだけでなく、疑似体験やグループワークを通して学びを深めるワークショップや、エンターテインメント性の高いイベントなどを開催し、多角的な視点から一般の人々にも啓発を広める工夫をしてください。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

県では、発達障害に関する理解・啓発を図るため、発達障害について分かりやすく解説した動画を作成し、埼玉県公式動画アカウント「さいたまどうが」で公開しています。

動画はYouTubeでの公開となっており、好きな時間に誰でも学ぶことができるようにしています。

また、世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間における啓発イベントでは、鉄道事業者、映画館や商業施設の管理・運営法人など、民間企業との連携にも積極的に取り組んでおり、令和7年度においては新たに埼玉スタジアム2002で行われた浦和レッズ主催ゲームにおいて、パネル展示やチラシ配布、大型映像装置でのポスター放映を実施しました。

さらに、駅電光掲示板への啓発情報の掲示、商業施設での啓発資料の展示、映画館でのイヤーマフの貸し出しなど、集客施設の強みを活かした取り組みを行っています。

講演やイベントの実施に当たっては、引き続き、多くの県民に関心を持っていただけるよう、よりよいアイデアを取り入れ、工夫をしながら、効果的な実施に努めてまいります。

(4) 相談窓口の柔軟な対応

発達障害者本人が時間内に相談窓口へ直接出向けない場合は、家族による代理相談やオンライン相談、時間外相談など、当事者に寄り添った柔軟な対応を求めます。

【障害者福祉推進課・総務・計画・団体担当】回答

県では、発達障害をはじめ、様々な障害の特性や、その特性に応じた配慮のポイントについてまとめた「共生社会づくりを目指す心のバリアフリーハンドブック」を利用し、事業者等への説明会を実施しています。

いただきました要望につきましては、説明会等の機会を捉え事業者に伝えてまいります。

(5) 発達障害の専門医や療育機関の不足と地域格差の解消

専門医や療育機関が不足している地域は十分な支援が受けられず、二次障害のリスクが高まります。専門医の育成と療育機関の増設とともに、オンライン診療によって地域格差を解消し、多職種連携によって待機期間の不安感を緩和するよう努めてください。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

県では、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となることを目指し、発達障害に関する国の技術研修の内容を踏まえた「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を実施しています。

また、県内の精神科医及び小児科医等を対象に、市川宏伸センター長が講師を務める研修も行っています。

これらの研修については、埼玉県医師会から後援を受けており、県内の医療機関に勤務する精神科医及び小児科医等に対し、広く周知するとともに受講を勧奨しています。

そのほか、実際に発達障害児を支援している障害児通所支援事業所職員、相談支援事業所職員や市町村職員等、様々な機関の職員を対象として、複数の機関が携わっているケースへの関わり方や、保護者・学校・医療機関等との支援方針のすり合わせ方などを学ぶ研修を実施しております。

今後も研修を実施し、発達障害のある子供や家族が、県内のどこで暮らしていても困ることがないように、診療・療育体制の強化に努めてまいります。

3 教育

(1) 合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実

(ア) 教職員対象の発達障害に関する外部専門家による研修等の実施

すべての教職員が身につけるべき発達障害の基礎的な知識や技能に関する定期的な校内研修を実施してください。

【義務教育指導課】回答

小学校もしくは中学校の学習指導要領においては、通常の学級にも、障害のある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、すべての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠であると記載されています。

県教育委員会では、公立小中学校等の教職員に対して、悉皆の年次研修で発達障害に関する理解や適切な指導について理解を進めてきているところです。引き続き、市町村教育委員会の担当者が集まる会議や管理職対象の研修会等で、発達障害に関する基礎的な知識や指導、支援方法等について周知してまいります。

【特別支援教育課】回答

特別な教育的支援を必要とする全てのお子さん方に対して、適切な指導を行うということは非常に大事なことです。通常の学級を含めて、特別支援教育を担う全ての教職員の専門性について一層の向上を図ることが大事だと考えております。

そこで、市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の方々に対して、小中学校等において特別支援教育に関する校内研修を実施する際の参考になりますように、特別支援教育課の方で作成している小中学校等を対象にした特別支援教育に関する研修パッケージがございます。これだけではないですが、こうしたものの周知を図っているところです。

併せて、管理職、特別支援教育コーディネーターといった先生方を中心として、学校全体で専門性のある指導体制を整備する、推進するということも、非常に重要なことです。例えば特別支援教育推進専門員の巡回支援や、高等学校の拠点校巡回支援。こうした外部専門家による支援の活用を促して、引き続き、発達障害のある児童生徒の適切な指導が行える先生方の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

【高校教育指導課】回答

年次研修などにおいて、障害理解や合理的配慮に関する内容について、教員の経験年数に応じたテーマで計画的に研修を実施しております。研修などにおいて、校内研修の参考となる事例について周知してまいります。

(イ) 通常学級におけるアシスタント要員の配置

学級担任を補佐するアシスタント要員を配置し、通常学級全体の児童生徒への支援体制を充実させてください。

【義務教育指導課・学びの支援担当】回答

各市町村教育委員会において、支援員等を雇用し、必要に応じて学校に配置しております。
県としては、市町村教育委員会の担当者が集まる会議において、通常の学級における支援・指導等における支援体制の充実について、引き続き周知してまいります。

（ウ）通常学級在籍の発達障害のある児童生徒における ICT 教材とデジタル教科書の活用

通常学級の教員が ICT 教材やデジタル教科書を使いこなせるよう指導力向上の研修を行い、通常学級に在籍していても、多様な形式で学習をサポートする教材を使えるよう整備してください。

【義務教育指導課】回答

児童生徒の発達特性に応じて ICT 機器を活用することは有効であると考えております。市町村教育委員会の担当者や小中学校等の管理職教職員に対して、引き続き、児童生徒の発達特性に応じた ICT 教材やデジタル教科書の活用について周知してまいります。

【ICT 教育推進課】回答

児童生徒の発達の特性に応じた ICT 教材などの活用は大変有効であると考えております。ICT についての研修では、総合教育センターにおいて ICT 活用を推進するための研修や、市町村教育委員会や学校からの要請を受けて、実際に事業で活用する場面を想定した研修を実施しております。

また、ICT 教育推進課ポータルサイトや総合教育センターのホームページにおいて、ICT 活用方法や事例等に関する情報発信も行っております。引き続き、こうした研修等を通じて、学校における ICT 機器の活用を支援してまいります。

【高校教育指導課】回答

生徒それぞれの教育的ニーズが多様であることを念頭に置き、研修などを通じて教員が生徒 1 人 1 人のニーズに応じた支援ができるよう取り組んでまいります。

（エ）通常学級の児童生徒や保護者への理解

障害特性による合理的配慮が誤解され、子ども同士や保護者同士のトラブルにならないように、通常学級の児童生徒や保護者には聞きなれない合理的配慮について、各学校でプリント配布してください

【義務教育指導課】回答

通常の学級においても特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提とし、すべての教職員が特別支援教育の視点や合理的配慮の提供について理解を進めることが重要と考えます。引き続き、研修等で扱うとともに、市町村教育委員会の担当者や管理職を集めた会議等において、特別支援教育の重要性や合理的配慮の提供にかかる理解促進を進めてまいります。

併せて、保護者等への理解啓発の重要性を改めて説明し、市町村における特別支援教育の理解を深める取りが充実するよう働きかけてまいります。

（オ）通級指導教室の増設と形態の選択

個に応じた適切な支援が受けられるよう、通級指導教室を増設し、子どもや家庭に移動負担がかかる「他校通級」には、「巡回指導」や「リモート通級」などの選択肢も提供してください。

【義務教育指導課・学びの支援担当】回答

「通級による指導」を必要とする児童生徒が安心して「通級による指導」を受けられるよう「通級による指導」を充実させていくことは重要であると考えます。

通級指導教室の設置については、児童生徒や学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会が行っております。県としては、引き続き、市町村教育委員会と連携を図り、支援体制の整備を推進し、「巡回指導」の推進を含む「通級による指導」の充実を進めてまいります。

【高校教育指導課・教育課程担当】回答

高等学校では、通級指定校において、自校通級の形で通級による指導を行っております。
生徒が必要に応じて通級による指導を受けられる教育環境の整備を目指し、通級による指導を実施する学校数の拡大を検討します。

(2) 読書バリアフリーに向けた支援

障害の有無に関わらず、誰もが読書を楽しめる社会の実現を目指し、読書バリアフリーコンソーシアムの取り組みを推進してください。

【生涯学習推進課・社会教育施設企画調整担当】回答

公立図書館、学校図書館、点字図書館等の様々な図書館や関係行政組織・団体等が連携し、組織の枠を超えた関係者間の連携体制を構築し、読書バリアフリーの取組を推進していくべきという趣旨の要望と受け取らせていただきました。

県では、「第7期埼玉県障害者支援計画」の施策として、公立図書館と点字図書館等の課題の共有や協力を促進するため、関係者が交流する場として「読書バリアフリー懇談会」を開催しています。

引き続き、関係組織と連携を図りながら、読書バリアフリーに向けた支援に努めてまいります。

(3) 発達障害の児童生徒への不登校支援

不登校の原因に発達特性が影響している場合は、一般の不登校対策に加え、発達特性に応じた支援を講じ、学校以外の居場所と連携することを求めます。

【生徒指導課】回答

現在、不登校児童生徒の学校以外の居場所の1つとして、さいたま市を含め63市町村すべてに教育支援センターが設置されており、学校と連携して児童生徒の支援を行っております。県では、市町村の教育支援センターの職員を対象とした研修パッケージを作成、公表し、発達特性に応じた支援についての理解を深めるなど、従事する職員の資質向上に取り組んでおります。

今後とも、教育支援センターが学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の指導、援助に当たれるよう支援してまいります。

4 就労

(1) 発達障害の研修の充実

発達障害は、知的障害や精神障害と混同されることが多い為、就労支援機関の職員や企業の人事担当を中心に研修を行い、発達障害のある人が正しく理解され、適切な就労支援を受けられることを望みます。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

県及び発達障害者支援センター「まほろば」では、企業関係者や就労支援事業者等を対象に発達障害者雇用に向けた企業支援セミナーを埼玉県経営者協会と埼玉労働局との共催で実施をしており、その際「まほろば」から発達障害者の特性と理解についての講演も行っております。

【障害者支援課・総務・市町村支援担当】回答

障害福祉サービス事業所に対しては、発達障害者支援センターなど他の関係機関等が実施する研修を案内するなど、発達障害の障害特性の理解を推進してまいります。

【就業支援課・障害者・若年者支援担当】回答

県では、障害者就業・生活支援センター等の支援機関の職員や企業の人事担当者に対して、障害別の特性等について学ぶジョブサポーター研修を実施しております。その中の講義の一つとして、発達障害の特徴や支援のポイント等を取り上げ、実際の現場で役立つ知識とスキルの習得を目指しています。

今後も、障害者就業・生活支援センターの職員や企業の人事担当者に、発達障害についての理解を深めてもらえる研修を実施してまいります。

(2) 障害受容に基づいた就労選択支援

自分の障害特性や力量を理解しないまま、理想だけで就労選択しないよう、職業準備の支援過程で障害受容を深め、本人が主体的に自分に合った働き方をみつけられる支援を望みます。

【特別支援教育課・特別支援学校就労支援担当】回答

特別支援学校では、生徒自身が自己理解を深め、主体的に進路を選択できるよう、企業や福祉施設への見学、実際の職場において一定期間体験的に学習する産業現場等における実習、進路相談などの支援に取り組んでおります。

今後も生徒が進路選択の過程で、障害受容を深め、主体的に自身に合った進路選択ができるよう支援してまいります。

【障害者支援課・施設支援担当】回答

令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する、就労選択支援が始まります。

働く力と意欲のある障害者に対して、考える機会の提供を含め、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポートしていくよう、事業所に指導してまいります。

(3) 発達障害者の能力に見合った報酬体制の確立

障害を理由に最低賃金の減額特例を雇用者がむやみに申請することなく、発達障害者の能力が正しく評価され、それに見合った報酬を得られる体制の確立を指導してください

【障害者福祉推進課】回答

障害の就労継続支援 A 型事業所において、雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うことと制度上なっておりますが、障害によって著しく労働能力が低いことを理由として、最低賃金の減額の特例許可を労働基準監督署に申請することが可能となっております。

県においては、この就労継続支援 A 型事業所の新規指定の審査時において事業計画書の提出を求めており、その中で、障害の特性に合った支援が行われるか、また最低賃金を上回る賃金を支払う計画であるかなどを確認しております。障害者の特性に合った支援が行われるよう、今後も引き続き指導してまいります。

【就業支援課】回答

県では、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、県内の民間企業に対し、障害者雇用開拓員による障害者雇用の働きかけ、医療支援アドバイザーによる専門的な助言や提案、ジョブコーチ派遣などによる職場定着までの一体的な支援を行い、障害の特性等に応じた働き方ができるよう県内民間企業に働きかけるとともに、障害者の能力が正當に評価されるよう支援しております。

今後も、発達障害者を含め、障害者の能力を正當に評価した適切な雇用の場となるよう、県内民間企業に働きかけてまいります。

(4) 発達障害者の転職支援

職場に適応困難となった発達障害者に対して職務転換のための能力開発・リスクリングを推進してください。

【障害者福祉推進課・障害福祉・自立支援医療担当】回答

県内4か所に設置する発達障害者就労支援センターにおいては、パソコン操作や電話のかけ方などの技能訓練とともに、グループワークを通じて、職場で必要となる対人コミュニケーションのスキルを学ぶ訓練も実施しています。

また、コミュニケーションに問題を抱える方に対しては、必要に応じて、職場対人技能トレーニング（ジョブスキルトレーニング）を活用している就労移行支援事業所等につなげるなど、地域の支援機関と連携し、より効果的な就労支援に努めています。

就職後も利用者が職場の悩みを相談したり、気持ちをリフレッシュできるよう、夕方や休日にセンターへ気楽に立ち寄れる機会を設けています。

やむを得ず離職を余儀なくされた方に対しても、引き続き本人の意向も尊重しながら、自分にあった仕事や働き方を選択できるよう、能力開発やリスクリニング支援にも努めてまいります。

【産業人材育成課・総務・職業訓練推進担当】回答

県では、職業能力開発センター職域開発科において、発達障害者及び精神障害者を対象として訓練期間6か月の公共職業訓練を実施しています。

仕事に必要な職業基礎技術を習得していただくほか、労働習慣、基礎体力、集団への適応能力、障害の特性把握と対処法、自己の健康維持・管理などを身に付ける訓練を行い、就職につなげています。また、修了後は定着支援を行い職場への定着を支援しています。

また、民間企業、民間教育訓練機関、社会福祉法人等に委託し、発達障害者を含め障害のある方を対象とした公共職業訓練も実施しています。

倉庫内軽作業や事務補助等のコースを用意し、就職を希望する障害者の職業能力開発を支援しています。

職場に適応困難となった発達障害者に対して職務転換のための能力開発・リスクリニングを推進する観点からも、今後とも発達障害者を対象とした公共職業訓練を実施してまいります。

(5) 職場で使える発達障害用の合理的配慮資料の配布

身体障害や知的障害に比べ、発達障害の特性による合理的配慮は分かりにくいいため、仕事上トラブルにならないように、発達障害用の合理的配慮資料を配布してください。

【就業支援課】回答

県では、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、雇用開拓、企業への雇用の提案などの企業支援、ジョブコーチ派遣などの職場定着の各場面において、障害特性に応じた合理的配慮の提供等について助言や提案を行い、企業の理解が深められるよう取り組んでおります。

また、事業所の要請に応じて職場への出前講座を行うことなどにより対応しております。

今後も引き続き、発達障害者のそれぞれの障害特性に応じた配慮事項等について助言や提案を行うことで、事業所における発達障害者の職場定着が一層促進するよう取り組んでまいります。

【障害者福祉推進課】回答

県では、発達障害をはじめ様々な障害の特性や、その特性に応じた配慮のポイントについてまとめた共生社会作りを目指す心のバリアフリーハンドブックを作成し、県のイベントや事業者向け説明会などで配布しています。

今後も、障害や障害者への理解が進むよう、このハンドブックを多くの県民に配布するよう努めてまいります。

以上